

外十四名(第八一五号)

大八賀村の地域給指定に関する陳情書(岐阜県大野郡大八賀村役場内瀬ノ上市郎右エ門外三名)(第八一六号)

佐用町周辺八箇村の地域給指定に関する陳情書(兵庫県佐用郡村長会長船引清一外十一名)(第八一七号)

足利市の地域給引上げに関する陳情書(栃木県知事小平重吉外三十二名)(第九一七号)

小諸町の地域給引上げに関する陳情書(長野県知事林虎雄)(第九一八号)を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

特別職の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

○有田委員長 ただいまより一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出第十二号及び特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出第十六号の両案を一括議題として質疑を継続いたします。生悦住貞太郎君。

○生悦住委員 先日來給与ペースの問題が検討されましたが、地域給のことについて昨日のここの話合いの結果、さらに委員長はわくをとつて来るという話でありましたが、そのわくはどの程度にとれたか、それをお聞きしたいと思います。

○有田委員長 お答え申し上げます。明日衆議院と参議院との間で合同の会

議を開きますので、その際にお話申し上げたいと思います。

○生悦住委員 具体的にその問題についてここの度話合いをする必要はないですか。

○有田委員長 実は本委員会の終りに各委員にお諮りして、明日参議院と午前十一時から合同で協議会を開く、かようにお諮りをいたしたいと考えております。まだお話しできなかったのです。

○生悦住委員 それではそういうことにしましょう。

○有田委員長 それでは生悦住貞太郎君の国鉄職員局長に対する質疑はあとに譲ります。小松幹君。

○小松委員 昨日の委員会では本日來ていただく関係当局者を指名したはずですが、いかがでしよう。

○菅野政府委員 お答えをいたします。昨日の当委員会では総理大臣、官房長官、労働大臣、文部大臣、自治庁長官たる国務大臣、この五人の人の出席の御要求があつたのでございますが、このうち労働大臣は数日來ずつと熱を出しまして休んでおります。まだ登院するまでにはあと五、六日かかるのじやないか、昨日私はわざ／＼行つて参つたのでありますが、とても今の病状では登院できないような状態でございます。あとの四人の大臣は本日から参議院の予算委員会が開かれております。全部そちらの方に行つておられるので、全部そちらの方に行つておられるのでございまして、これはかねてから参議院の方で予算の審議の予定をつくつておりましたので、ずつと前から言ねれておりますので、どうしてもそちらの方にきようとあすは総括質問でも

つて総理も出なければならぬというような状態でございます。まことに申訳ない次第でございますが、本日この席に出席することができないような状態でございます。

○小松委員 それでは私の所望した限りにおいて質問はできないわけなんです、それにかかわるべきお方は官房副長官のみでありまして、関係省から出てないというところは……

○菅野政府委員 昨日は総理大臣以下五人の方の出席の御要求があつたようでございますが、もしかわりでいいということになりましたら、さつそくその手配をしなければならぬと存じます。私の伺つたところではこの五人の本人に聞きたいというふうなお話であつたように伺つたものでありますから、各大臣の都合だけを聞いて参つたような次第でございます。

○小松委員 本人に聞きたいわけでありますが、そうでなければ私は質問を打切つて、この会議を休憩していただきた。関係当局者が出なければ質問はできないのです。そういう意図を持つております。

○有田委員長 ちよつと速記を待つて下さい。

〔速記中止〕

○有田委員長 速記を始めてください。

○小松委員 昨日の予算委員会の附帯決議について御質問をしたいのです。その附帯決議は、政府としてどのような具体的な内容を持つておられるか、これをお伺いしたい。昨晚の九時のラジオ・ニュース等では非常に詳細なニュース放送をしておるので、全国からいろ／＼そのラジオ・ニュースを聞き

取れないというふうなことで、質問を受けておるわけですね。その点を具体的に、第二次補正等の問題はどのように考えておるか伺いたい。

○菅野政府委員 政府職員の給与の改善につきましては、政府といたしまして是で得る限りの努力をいたしてございまして、今回の補正予算を提出した次第でございますが、昨日の予算委員会におきまして附帯決議がなされたことはよく承知いたしております。この点につきましては、院議を尊重いたしましては、何分にも給与の問題は広汎にわたりますので、今ここで申し上げる段階になつておりませんが、予算の通過までには何とか具体的なことをきめてまして発表し実施したい、かように考へておる次第でございます。

○小松委員 新聞あるいはラジオのニュース等がどの程度の真相があるかわからないが、一体どのような機関において、どのような取引において、ああいう具体的なものを盛つたような発表なり放送なりがなされたか、実際問題としてそれが起つておるかどうかわかりたい。

○菅野政府委員 よく御存じの通り、新聞はいろ／＼なニュース・ソースからとるのでございまして、政府の正式の発表は、官房長官なりあるいは各省のしかるべき報道関係の職員の発表をもつて正式な発表といたしてございす。しかしながら、その段階に至りま

す前に、いろ／＼研究調査をいたしておりますが、そういうのがスクープされまして出ることがしばしばある次第であります。その証拠には、新聞によ

りまして数字等も相当かわつておるところがございす。ああいう新聞等に出ておりますようなことがいろ／＼な箇所で見られ、あるいは計算されておるといふことは、これは事実でございますが、政府の案として決定するまでは、まだ至つておらないような次第でございます。

○小松委員 それではそういう附帯決議に対する給与問題に対しては、どういふ意思を持つておられるか、その辺の意思の点をひとつ聞きたい。

○菅野政府委員 予算委員会におきまして大蔵大臣からお答えを申し上げましたように、これは、政府といたしまして予算の運用上できるだけの努力をいたしたい、かように考へております。

○小松委員 できるだけ努力というのを、私はほんとうは大臣に聞きたいわけなのですけれども、大臣はおらないので、官房副長官から、政府当局者の代表として、できるだけという抽象的な言葉でなくして、その決意のほどを聞きたいわけでは。

○菅野政府委員 具体的なものはまだきまつておりませんので、きまりましたら発表いたします。

○小松委員 その具体的なものはいつきまるのですか。

○菅野政府委員 補正予算が両院を通過するまではきめたいと考へております。

○小松委員 給与の問題は一般国家公務員なり、あるいは給与関係等も非常に期待しておるわけなのです。この問題の通過いかんによつては非常な失望も感ずるし、また、今後公僕としての任務がいかにして果されるかという点に

おいても重大な関心事である。かか
るがゆえに、この一般職の給与の問題
について、政府がその附帯決議を最大
限に尊重して、具体的なものを早急に
出してもらねばならないわけです。
この点についてただ責任のがれの答弁
でなくして、さらにその決意のほどを
承りたい。

○菅野政府委員 先ほどお答え申し上
げました通り、決してこれは責任の
がれではないと。また附帯決議と
申しますれば院議でございします。か
ら、これを尊重するということは当然
のこととございまして、政府も文字通
りこれを尊重いたしまして最大努力
をするつもりでおります。

○受田委員 きよりの委員会の構想は
どういうふうな持っておられるのか委
員長にお伺いしたいのであります。実
は理事會においても、きよりの委員会
における審議は二つの議案の継続とい
うことに何つておりましたし、なほ地
域給についての審議もあわせてやり、
採決には及ばないというように聞いて
おつたのであるが、自由党席を見ると
もの／＼しい顔ぶれであります。今ま
で顔を見せなかつた方がこうずらり
と並んでおるところを見ると――平素
は野党がほとんど出席して与党は一人
二人という状況が、突如としてこうい
う現象になると、私ははなはだ理解に
苦しむのであります。委員長は、
理事會に諮らないで、何かこの委員会
の運営に特殊の意図を持つておるのか
お伺いしたいのであります。

○有田委員 長 お答え申し上げます。
さつき生悦住委員からも御質疑があり
まして、これはまだ諮つておりません
が、委員長としては、実は明日衆参両

院の合同審議を午前十一時から開会
いたしまして、本案の国会通過に対す
る話し合いを衆参両院でいたしまして、
その決定後でなければ本案は決定を
いたさないつもりでおるのでありま
す。きょうどうという意図があるわけ
では決してないのであります。与党
の委員の御出席が偶然にも非常にいい
のであります。審議に非常に御熱意が
あると私は感謝をいたしておる次第で
あります。御了承賜りたいと思いま
す。

○受田委員 了承しません。なぜかと
いえば、平素委員会において一言の発
言もしない人が、きょう続々と出て来
ている。こういうことに対しては、委
員長に何かかけひきがあるのでしょうか
ということしか判定できないのでありま
す。この点について、与党の委員もど
んどん政府に質問するという用意があ
ればいいけれども、ほとんど与党の諸
君はこれに対して発言をしておりませ
ん。そうしてたま／＼偶然にもきょう
この顔ぶれがそろつたというような言
い分には、自由党内のかけひきを物語
るものとしてはなほ不愉快であります。
同時に委員長は、きよりの理事會
でも、予算案が衆議院を通過した際
に、地域給の問題もあわせて検討する
ために、その予算的措置について十分
の申入れをし、それに対して具体策を
この委員会に報告するというものであ
つたのであるが、その結果をお聞きし
たいのであります。

○有田委員 長 お答え申し上げます。
受田委員のお越しになるのがおそかつ
たのです。あなたがお越しになるまで
に生悦住委員なり、小松委員と大体話
合いをいたしておるのであります。明

日両院の合同審議を開いて、先般お
約束申し上げた線で協議をしようと、
そういうお話をしたあとへあなたが
越しになつて、そうして今の御質疑で
すが、与党の委員が御出席になること
は自由であるし、また与党の委員が質
問なさるうがなさるまいが与党の委員
の自由であります。それらの自由を
受田委員が干渉することは妥当でない
と思ひます。どうかその点は御了承願
いたい。

○受田委員 その点について委員長
は、平素なぜ委員会に委員の出席を要
求しないのであるか。自由であるとい
うことになつておつても、員数の上に
おいて委員会が構成せられないまま
進められておつたのは、野党が了承し
ていたからである。定員に満たないま
まで委員会を続行したこと、これにつ
いて委員長は何と説明するか承りた
い。

○有田委員 長 お答え申し上げます。
皆さんが御出席になつておられます
が、そこに何も意図はないので、出席
したからいけないと受田委員からおし
かりをこうむることは、委員長として
まことに困ることとあります。その点
はどうか御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 私は平素野党を通じて
委員会は熱心に勉強すべきであると思
うのです。この点において自由党は平
素非常に不熱心である。こういう点に
おいてこれは野党だれでも認めます。
今後こういう出席がいつも続くように
御努力をいただきたい。もう一つは、
小松君から先ほど委員長に要望され
たことであるが、政府の責任者たちが
出席することに對して、いかに努力さ
れたかという経過などは、十分この委

員長に言うていただいて、委員長みず
から総理にも会い、またそれ／＼の大
臣にも会つて要望したがいけなかつた
とか、あるいは政府の方にどういふ
うに手を打つたかという努力をよく話
して、そしてわれ／＼を納得させない
と、きょうはやむを得ないのだ、あち
らとの関係があるのだといううなこ
とではちよつと納得できない。この点
委員をほんとうに真剣に審議させる
ために、もつと誠意を持つて、政府に
努力したことをわれ／＼に報告し、ま
た足らないところはわれ／＼がさらに
追究するのに対しては、これを喜んで
受入れるだけの雅量を示してもらいた
い。これに注意しておきたい。

○有田委員 委員長としては将来と
も最善の努力をさせていただきます。
きょうはたまた／＼参議院との打合せ並
びに政府との間に地域給の問題につ
いて、一定の人員の獲得に午前中からた
だいままで交渉いたしておりました。
小松委員の御希望に十分沿ひ得なかつ
たことは、まことに遺憾に存じます。
どうぞあしからず御了承願ひたいと思
ひます。

○受田委員 きよりの予算案の通過の際
における附帯決議の問題ですが、官房
副長官よりの御答弁で、これが国会を
通過するまでは具体的に案を示した
ということでありました。しかしそ
れを進めるのにあたつて、政府として
どういふような方法があるか。幾つか
の案があると思ふのです。その中で最
後にどれかが決定されるわけでありま
すが、附帯決議を必ず実行するという
決意を持つておられる以上は、どうい
うような構想を持つておられるかだけ
はここで何つてもさしつかえないと思

うのであつて、それを秘密に付すると
いうことは、国民の代表機関として、
はなはだ残念であります。その段階に
達しないという意見が出ております
が、その点において政府としてどうい
うような構想を持つておるか、こうい
うところをきょういふうにする道もあ
るという、その具体的な問題について
お答えをいただきたいと思ふのであり
ます。

○菅野政府委員 先ほど小松委員にお
答え申し上げました通り、今の段階に
おきましては、各省がいろいろ数字の
計算等をいたしまして、検討中ござ
います。これは、御承知のように、各
省がいろいろ案をつくりまして、大
蔵省とも相談しますし、最後には内閣
まで持つて来るのでございますが、今
の段階におきましては、文字通りま
たく検討中でございます。私が全部
これをそらんじておりました、幾つか
の案をここで申し上げて御了解を得る
という段階ではまづたゞございませ
ん。従ひましてせつかくのお尋ねでござ
います。先ほどお答え申した通り
であります。決して責任のがれでもな
く、うそ偽りを言つてゐるつもりで
ないものでありますから、どうぞ御承
願ひます。

○受田委員 大蔵省としてこの附帯決
議に盛り込まれたところの要求額を満たす
ために、第二補正予算も組まないとい
う原則から言うならば、たとえば超額
手当によつてこれをまかなうという例
が過去にあつたのですが、そういうよ
うなことを考えられておるかどうか、
ちよつと御答弁願ひたい。
○岸本政府委員 ただいまの予算委員
会における附帯決議の取扱ひでござい

○有田委員長 質疑の継続をお願いいたします。

○受田委員 ではこれからまた質問の残りに触れ行きますが、外務省の政府委員の方に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関するところの法律の改正の要点について、お尋ねしておきたいと思うのであります。在外職員の手給の中で、ここに改正事項として書かれてあることは、これは一般職の公務員と関連することであるので、これは了承いたします。ところがこの法律の中にあげてあるところの在勤俸及び加俸というものは、どういふ性格を持つておるものであるか、これをちよつとあたし申し上げ、同時に大使館や公使館においては、それらの国の権威を代表するものとして、特殊の名誉を保つための経費がかかるかと思ふのであります。たとえば先般私はアメリカの大統領へ参りまして、新木大使の計画したわれ／＼を招く会に臨んだのであります。そのときの大使の説明に、日本から出される予算がきわめて少いゆえに、皆様をお招きする場合は、また諸外国の代表者を招く場合にも、非常に財政的に困つて、こういう状況でありますと言つて、まことにみじめな待遇を受けたのであります。こういう点において何かさういふ場合における大使館の名誉を保持するための国の予算的措置といふものが、もつと積極的にとらるべきものではないか。これは経費の節約というものは別に、所要の経費だけはどうしても盛り込むべき性質のものだと思ひますので、こういうものもあわせてお伺ひをいたしたいと思ひます。

○高野説明員 まず御質問の第一点に

お答え申し上げます。在外に勤務する在外職員に対する俸給は一般の公務員と同じように本俸がございまして、それ以外に外に参りました場合に在勤俸、これは各国の物価を勘案いたしましたので、今年の春法律が通りましたのでございまして、そのほかに配偶者加俸といふのがございまして、これはあちちへ参りますと、夫人連中も一応いろいろの社会的な役割を果しますので、これに対する加俸がつくのでございまして、それ以外に館長が不在の場合に、その次席の参事官ないしは一等書記官が館長の代理をいたしますので、従つて出費も次席の場合よりはふえるといふので、館長代理加俸といふものを出しております。

それから次に経費等種々の都合によりまして、公館を開設しませんが、一人の大使が隣国の大使を兼任をするという場合がございまして、そして兼任地に行つた場合に兼任地加俸といふものを出しております。在外職員に対するおまな俸給と申しますか、加俸は以上のような次第になつておる次第でございまして、

第二点の在外におきまして、在外の公館ないしは職員が活躍をするのに十分なる経費を見えるかどうかという御質問でございまして、外務省といつたしましては、戦後種々財政上の支出もあることであり、できるだけのことはいしたいたいでございまして、いろいろの観点で現在不十分だといふ向きもありませんが、われ／＼としては、今年度におきましては、既定予算でできるだけのことを行きたい。それに対して交際費といふものがございまして、これは御承知のように、種々の会

同ないしは種々の宴会等に際して重点的に使用しておる次第でございまして、以上説明を終ります。

○受田委員 これは現実私たちがアメリカ大使館を訪れた者がはなはだ残念だつたので、同時にタイ国の大使館に各国の代表が訪れた際には、非常に優遇されておるといふ、比較が明らかにされたのでありまして、別に貧乏国がそう要領をつくる必要はないのだけれども、在外公館でその体面を保持する程度の手算は、これはもういかに節約をするといへども、この点だけは容認すべきものかと思ふのです。何かもつと具体的に考えられる必要はないか、こゝを感じたのであります。

それから大使、公使に号俸の階等がございまして、一等、二等、三等といふようになつておりますが、この大使、公使の差別はどういうところから出ているのか。大國には一等大使を充てるというようになつておるのか、あるいは何かそこに、古い年功の人の行き場がないので、こゝいつた階等をつけるように操作をするのか、そこにはささか疑義があらますので、お尋ねしたいと思ひます。

○高野説明員 第一点の在外公館の体面を保つために、経費の面におきましては、今後ともできるだけ努力いたして行きたいと存じます。

第二点の大使、公使に格付があるが、これは年功によるのか、ないしはその國が大使であるか小國であるか、小國と申しますと露弊がございまして、重要なに應ずるものであるかといふ御質問でございまして、大体はその年功と格付と二つの考え方がございまして、大体には、それが現実の問題として、一致しておると御返答申し上げます。

○受田委員 この在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の別表に、在外公館の種類と、それから所在國または所在地と号別があげてありまして、それには明らかに國により差等がつけてあるようですが、これはどういふところから生れたものでしょう。

○高野説明員 これは大体アメリカを一〇〇としたしまして、その國における物価水準と申しますか、一定の生活をして行くにはどれだけのパーセンテージがいるかといふことで、物価を中心として算定したものでございまして。但し大使、公使の場合には、それ以外に、そこにおける外交上ないしは社交上重要性をそれに加味して計算しております。

○受田委員 その重要性の限度というやうなものは、どういふ基準にしてあるのでしょうか。アメリカ、イギリスその他主要國のおもなもののついて、その重要性の比率を申していただきたいのであります。

○高野説明員 これはお断りいたしておきますが、その國のわが方の日本から見まして外交上の緊密さないしは経済上の緊密さを勘案いたしましたものでございまして、その國の世界における地位なり何かを日本がかつてに算定したものでございませぬから、その点はお断りを申し上げて今の御質問にお答えいたします。すなわち具体的にいいますと、アメリカを一〇〇としたしましてカナダが七九、メキシコが七四、ブラジルが七九、イギリスが八八、フランスも八八、主要國は大体そんなやうなことになるのであります。

○受田委員 給与に関する法律は、全体として國の体系的なものとて取上げなければならぬと思ひますので、今外務省の關係の職員についても質問をしたのであります。今後この一連の給与体系がどの一角にも不均衡がないように、常に高度の職務内容を持つておるものに対しては、それに相応したやうな給与がされるように、各省間の連絡調整を十分はかる必要があると思ふのであります。今この在外公館の給与法律にも、はつきりとその二二条にこの罰則が掲げてあるものであります。この法律は占領が終結をした直前にできたものであります。この罰則によつて処罰された者が外務省關係にあるかどうかお伺ひしたいのであります。

○高野説明員 現在まで受けたものは、まだございませぬ。將來もないと思つております。

○受田委員 この罰則は保安庁職員の給与にこれが規定されてないもので、きのう特に政府の考慮をお願いしておいたのであります。こゝいふ罰則があることが妥当かどうかについて、外務省の政府委員として、このやうなものを別につくらんども、國家公務員の規定にもあるし、刑法にもちゃんと罰則があるのです。さういふものをこれに準用すればいいとわれ／＼思つておるものであります。わが／＼これを規定する必要があるのじやないか。法律によつてはあつたものはないものがあるが、外務省のいやくも外交官となるやうな人が、こゝいふものを一々取上げなければならぬやうな、さういふつまらぬ人間ではないと思ひますので、この点の御回答をいただきたいと

思います。

○高野説明員 外務省といたしましては、当然この条文が適用されることには、念を置いて、一応この条文を設けておるのでございます。

○小松委員 自治庁にお尋ねします。一般職員に給与に関する法律案に關連して、地方公務員の給与の問題があり、現在の予算において、平衡交付金の中に完全に組まれているのかどうか。これをまずお伺いしたいと思います。

○鈴木(後)政府委員 地方公務員のベース・アップの關係の経費は、今回増額をいたそうといたしております。地方財政平衡交付金の中に算入いたしております。それがための単位費用の改正の法律案を国会に提案をして、御審議を願つておるわけでありませう。

○小松委員 地方公務員の定期の昇給あるいは昇格なりが、非常に実現が困難であり、また実情として遅延しておるのが実態であります。これらに対する予算的措置は事実として行われていくかどうか、この点について伺います。

○鈴木(後)政府委員 財政計画におきましては、今の地方公務員の昇給に關しては、これを当初の計画に於いて見込んでおりました。それに基いて平衡交付金の総額の算定をいたしておる次第でございます。

○小松委員 地方公務員が国家公務員よりも高いという論拠に立つて、すでに平衡交付金を引いてあるということでは事実ですか。

○鈴木(後)政府委員 これは実は昨年の補正予算の際におきます地方財政計画におきまして、当時国家公務員のい

わゆるあるべき給与基準というものと比較いたしますと、地方公務員の現実の給与が若干高いというような観点から、当時の大蔵省が調査されましたところに基づきまして、高いと思われる額だけ落して財政計画を立てたのであります。その後その調査はなお不完全である。従つて政府として關係の自治庁なり、文部省なり、大蔵省なり、政府機關の間で緊密な連絡をとりまして、地方の公務員の給与の調査をいたしたわけでありませう。その調査の結果によりますと、昨年高いと言つておりました数字が、若干よけい高く見積つておつたものでありますから、算定をし直しまして、その不足額が、今回の修正財政計画の中に、不足額として不足財源を見込んでおりました。さようなものの基礎のベースに對しまして、今回二〇%の増という財源措置をいたした次第でございます。

○小松委員 先般の知事會議でもこれが問題になりました。知事としては給与の問題について切り下げはできない。いわゆるこの問題は、公務員給与の問題をめぐつての平衡交付金の配分増加の問題になつておると思つて、この点について知事の要望をどうしたか、それを伺いたいと思つておる。

○鈴木(後)政府委員 政府といたしましては、地方公務員の給与の調査の結果出て参りました。実際国家公務員のあるべき基準に比較して高いという面については、これはそこまで国家公務員の給与基準以上に財源措置をすることは、国家財政等の關連において困難であるという結論になつたわけであり

まして、さような見地から今回の財源措置をいたしたわけでありませう。

○小松委員 財源措置はしたというけれども、現実において地方はこの給与問題をめぐつて、種々の財政的な運用に非常に至難な段階に入つておるわけでありませう。この問題について、自治庁としてはこれをどのように解決し、知事の要望にこたへるか、その辺のところをもう少し具体的に承りたいと思つておる。

○鈴木(後)政府委員 この地方財政平衡交付金というものは、御承知のように一つの財政計画、地方財政の全体の計画上の問題でございます。實際の運営をどうしようにするかということについては、これは各都道府県、市町村の自治体において定めるわけでありませう。従つてなるほど全国知事會あるいは市長會、町村會等の申しております通り、地方財政がきつてくつておる。非常に窮乏しているというところは、私もこれを認めるのでございます。しかし、その窮乏である原因が那邊にあるかというところになります。これはやはり中央のみの責任ということではなく、地方自体の財政運営の適切を欠くという点にも、原因があるように思われるのであります。そういうことで政府といたしましては、今回、今御指摘の給与でございますとか、教育委員會經費でありますとかいうようなものにつきまして、最小限度ではあります。財源措置を必要不可欠と認められるものについていたしたわけでございます。それ以外のことについては、ひとつ地方の各当局に、さらにあらゆる経費について節減できますものは節減していただき、また歳入につきまして

は、増収をはかり得るものは極力増収をはかつていただいて、両者の均衡を得るようになつていただきたいと思います。赤字を消すように努力してもらいたい。こういうことを要望いたしておるわけでございます。今後の推移を見なければわかりませうけれども、政府といたしましては、できるだけひとつ地方にさような心がけで、財政運営に當つていただきたいということを強く要望しておる次第であります。

○小松委員 今日平衡交付金制度以後になつて、地方の財政は極度に困難になるところと思つて、これがそのまま地方の知事等の全面的責任であると私は今承つたのですが、はたしてこれが地方の知事そのものの誤りであつたのかどうか。もう少し技術的に、地方財政の健全という言葉を言うならば、健全地方財政でもかまわないが、地方の財政をもう少し高度に高めるための用意は、どのような技術的な用意をしておるか。ただ姑息的に平衡交付金を催の涙ほど出して、すべてが地方の責任だ、こつておる状態であるか。この点について、地方財政を健全にし堅実にするために、自治庁としては、今後どのような方策を立てつつあるかというところをお伺いしたい。

○鈴木(後)政府委員 御指摘のように地方財政の今日の状態は、確かに健全な状態であるとは私も考えていないのでございまして、政府といたしましては、地方制度調査會を設けまして、そこで地方財政の窮境打開につきまして、根本的な対策を答申をしてもいいというふうな考へておるのではありません。地方に對してさらに自立的

な財源を与える、そして中央からのいわゆる干渉といふか、さようなものはできるだけ排除することが必要と思つておる。反面自主財源を与えますという、現在の地方団体の規模あるいは構成におきましては、どうしてもいふゆるでございまして、財源上のアンバランスが非常に多くなつて来るわけでございます。そこに財源の調整ということが不可欠になつて参るわけでありまして、その意味で地方財政平衡交付金制度があるのでございます。が、政府といたしましては、一方において自主的な財源をさらに与える反面、財源の調整をはかつて、できるだけ地方の財政を保障して参りたい、必要な経費を満たして行けるように保障して参りたいというふうな考へておるのでございます。その具体的な案につきましては、今申しました地方制度調査會の答申にまちなつたという考へておる。

○小松委員 地方財政を堅実ならしめるためには、平衡交付金制度を根本的に改める意思があるのかないのか。それからもう一つは、國家の法律で定められるいわゆる付帯的な業務が地方に移管されるために、当然流れ込んで来る既定支出というものがあつて、この制度を根本的に改めるのが適切か、それとも大蔵省等で地方に税源を渡すのが適當か、この点についていろいろの方策があると思つて、自治庁では今後地方財政の健全化をはかるために、いかなる御用意があるか。

おきますような国税の一定のものにリ
ンクいたしまして、その一定のパーセ
ンテージのものが一つの地方財源とし
てプールされておるといったような、
総額を保証するような方法が何らかあ
りますれば、いまだ少し年々のこの補正
予算等に際しましての騒ぎも解消でき
るのじやないかと思うのであります。
これらの点はしかしながら国税、国の
財政等にも非常に深い関係を持ちます
と同時に、地方財政の構成の問題とし
て、非常に重要な問題であります。
政府はさらに調査会の意見にまち
たいというふうに考えておるのであり
ます。なお現在の地方自治と申しまし
ても、その仕事の七、八割というものは、
いづれも国の法律なり政令あるいは
命令等によりましてやることを要求
されておるものであります。いろいろ
な委員会とか審議会というような組
織、あるいは社会福祉主事でございます
とか、建築主事とか、さような職員
の構成に至るまで、国の法律等により
まして置くことを要求されておる次第
でございます。従いまして自治と申し
ましても、実際のその仕事の内容は、
ほとんど国の法令によつて定まつてお
るということであります。そこで問題
は、さような国が地方に対して一定の
事務なり、組織なり、職員なりを要求
いたします場合に、それに必要な財源
というものをやはりその際特考して
もらいたい。これは国会におきまし
て、いろいろ法律案が成立いたしま
す際に、やはりそれに要する地方財源
というものがどれだけあるかというこ
とを反面考慮していただきまして、新
しい仕事、新しい職員を増す場合に
は、それに対応する地方財源というも

のへの配慮を相当慎重にしていただ
きたいと思ひます。これら両方の問題を
考慮して、措置していただきますな
らば、年々累積されて行きます地方の
仕事、それに対応する財政の増高とい
うものは、ある程度調整できるのでは
ないかと思うのでございまして、今ま
での分につきましては、さような見地か
ら若干財源措置と、実際の事務の負担
との間に開きがあるのではないかと
いうことも考えられます。さような点か
ら地方財政の赤字というような問題も
あらうと思ひまして、さような意味で
は地方財政の赤字というものは、やは
り政府もこれには何らかの責任を持た
なければならぬと思つておりますが、
しかしやはりこれは全体といたしまし
て考へて、解決策を出して行かなけれ
ばならぬというふうに考へておるよう
な次第であります。

○小松委員 昨日の予算審議の通過の
際に、付帯決議として、将来さうした
問題について考へねばならぬという、
尊重する付帯決議があつたと思ひます
が、これについて自治庁としては、平
衡交付金のどういふ観点に立つてそれ
を尊重するというのか、具体的なものを
考へておるか。

○鈴木(俊)政府委員 昨日の衆議院の
御要望の決議の点につきましては、政
府としては目下いかうにこれに対処
いたしますか、慎重考慮中でございま
して、ただいまこゝに申し上げますとい
う具体的案を、こゝで申し上げる段階
には立至つていないのでございします。

○小松委員 それでは自治庁関係はま
だ質問がありますけれども、進んでく
れという意見がありますので、終りに
いたします。

次に文部関係の方にお尋ねいたし
ますが、この国家公務員の法律案で
は、管理、監督の地位にあるような者
は、超過勤務の捕促が非常に困難であ
るから、特別調整額というものを用意
しておるが、学校教職員は超過勤務手
当というものが一切ないわけでありま
す。その理由は、あれは超過勤務の捕
促が非常に困難だ、かように言われて
おるわけでありますが、現在の給与体
系から考へたならば、国家公務員ある
いは企業体関係等の実際の給与とい
うものはベースでは押えられるけれど
も、超過勤務、特殊勤務のそれらにつ
いては、かような考へ方で行けば
陥没地帯になつておるということとは
事ありであります。同時に先ほど自治
言われたように、高いという観点で
平衡交付金を引かれておるならば、さ
なきだにさういふ実質的收入がない
わけですから、それに伴う予算がなけ
れば昇給、昇格等一切できない。かよ
うな観点に立ちまして、一体給与のパ
ランスをどのような形でとらうとお考
へになつておられるか、御質問いたし
ます。

○田中政府委員 お話のように一般教
員には超過勤務手当の支給がございま
せん。その理由もただいまお話になつ
たやうな事情でございまして、従つて
管理職についての特別な措置等につ
いては、ただいま成案は得ておりませ
んけれども、教員の待遇改善につきま
してはいろいろ研究をいたしております
ので、できるだけその措置は講じたいと
思つておるのでございます。なお三百
四十九円のあの問題かと思つてござ
いますけれども、教員が少し高いこと

についての措置いかんという御質問と
伺いましたが、実は先ほど自治庁か
ら答弁がございましたように、文部省
といたしましては、御承知のように昨
年の給与改訂の場合に三百七十五円間
題がございました。私もどうしてもそ
れが妥当であるかについては非常に疑
問を持ちまして、いろいろその後実態
調査をいたしましたのでございします。その
結果、およそ三百七十五円は少し高過
ぎるのでございまして、それよりも低
い、こういう結論が出まして、三百四
十九円という一応の数字をとらえまし
たわけで、従つてそれに基いて、国家
の財政措置としてはそれによらざるを
得ない実情であつたことを申し上げて
おきたいと思ひます。

○小松委員 私は、このままで給与法
がぐんぐん進められて行くなれば、ひ
とり学校教職員は手当、実質の突入り
において取残されるということを危惧
しておるわけです。それゆゑに何らか
の形で、超過勤務等を補足するために研
修手当等の新たな給与手当制度でも
設けなければ、私は陥没地帯になるこ
とを心配しているわけなんです。この
辺について、さういふ一つの構想があ
りかどうかということをお伺ひしてお
きたい。

○田中政府委員 実はお示しの研修手
当の問題でございしますが、これも従来
はいろいろいささかございまして、
われ／＼としては考へたいということ
で、いろいろ検討も加えておつたので
ございしますが、特に最近非常にこれ
が教職員の方々からの強い要望もござ
いますし、なお文部省としても積極的
にひとつ検討しよう、さういふことに
いたしておりますので、その方向に向つ

て努力をいたしてみたいと思つており
ます。

○小松委員 人事院はおおむね国家公
務員を対象にして考へておるがゆゑ
に、この点、地方公務員に対する手当
等給与の面について割合に親切が足ら
ないやうな気がするわけであります。
その一例は今の学校教職員の給与の実
質面において陥没地帯になりつつあ
る。他のものは超過勤務あるいは奨励手
当あるいは実物給与あるいはバスをも
らうというやうな実質面において上
ておるけれども、学校教職員はベー
スはきまつたが、ほとんどそれきりで、
他の給与面は一つもない。皆無にひと
しい状態でありまして、この点人事院
は今後どのような構想で、この問題
について、責任範囲ではないとつ
ぱねられては困るわけでありませう。
この点について人事院としてのお考へな
り所存なりを承りたいと思ひます。

○瀧本政府委員 教員の給与の問題で
ございしますが、ただいまは、超過勤
務手当の問題と関連いたしまして、そ
の問題を御提起になつたのでありま
す。ところがこの超過勤務手当という
ものは、どう申しますか、やはり一
般職の国家公務員、しかも行政事務を
執行しておるもの、というやうなもの
につきましては、必ずしも勤務の形態
というものが時間で計測するものが不適
当であるという場合があり得るわけ
でございします。そのために今回管理職に
対しましては超過勤務手当の支給をや
めようというやうなことに相なつてお
る次第でございします。勤務の種類によ
りましては、時間でこれを計測して行
くのが適当であるというものもござ
います。そのような形態の業務に従事い

たしますものに対しては、超過勤務手当を廃止するという考えはないのであります。ただ教員の場合は、どういふふうであるかと申しますならば、これはもう申し上げるまでもないことではございませんが、この教員の勤務形態というものは、やはり時間での勤務を計測して行つて、それに対して給与を支払ふということが、必ずしも適当でないのではなからうかというふうに考へる次第でございます。現にそういうわけでございますから、従ひまして教員の場合、今回超過勤務手当制度を廃止するとか、あるいは新しくその代替措置といたしまして、従来の実績を補償するというような問題が起つて参らなかつたわけでございますが、教員の給与の問題でございますが、今いる／＼お示しがあつたのでありますけれども、この一般職の場合と比較いたしまして、どうこうということが必要しも一概には言えない面があるのではなからうかというふうに考へております。たとえば教職員につきましては、初任給は、一般の行政事務職につきまゝの場合よりも高くなつておるといふ実情が現にあります。そういうわけでございまして、教員の問題が必ずしも今お示しのように陥没であるかどうかという問題につきましては、よほどこれは将来に向つて研究してみなければならぬ問題ではなからうかというふうに考へておる次第であります。

今お示しの研修手当という手当を教員に設けるかどうかという問題につきまして、これは人事院といたしまして、将来にわたつて十分研究いたしたいと思ひます。ただいま結論を持つておるわけではございませんが、しかし給与体系の上から申しますならば、この教員の給与水準そのものが適正であるかどうか、またこの昇給制度が適正であるかどうか、むしろそういう面から問題を考へて行つた方がいゝのではなからうかというふうに考へておる次第であります。ただ、そういうふうな思つておりますけれども、この研修手当ということが相当問題になつておるわけでございますから、この面からも十分検討を今後重ねて参りたいというふうに思つております。

○有田委員長 ちよつと委員長としての、菅野官房副長官にお尋ね申し上げたいのでございますが、ただいまの小松幹君の質問に対して、内閣としてどうかというふうな考へを持つておられるか。

○菅野政府委員 給与の問題は、これはただ公務員という範疇でもつてくつておりますけれども、その仕事の様相が非常に多種多様にわたつておりまして、これは研究すればするほど複雑多岐になるわけでございます。御承知の通り、この現在の給与体系と申しますのは、戦後できたものでございまして、まだ今後の研究の余地が相当残されております。幸いにして人事院のようなりつぱな組織と人手を持つておりますところがありまして、常時この研究を続けておるのでございまして、政府といたしましては一日も早くこの人事院の研究が逐次成果を發揮いたしまして、法律案として御審議を願う段階になることを望んでおります。

○小松委員 そういふ御見解ならば、私は文部省に最後に御質問——あるいはお願いになるかも知れませんが、研修手当——名前はどんなものでもつけようでございませう。こういう新しい制度を考へてやらねば、実際の勤務とバランスが合わないのではないかと。非常に冷遇されつゝある、実際に賃金の状態である。かゝるがゆゑに日本の教育を考へると、教職員の心理的な状態にも非常に影響して、今後の日本の教育の再建にも支障を来すのではないかと。かゝるに考へまして、何とかここに新しい鋼点に立つて、給与体系なりあるいは補足できないものならば、それだけの研修の意味の給与を支えなければならぬ、かゝるに強く考へております。この点私は文部大臣に特にお願いしたいわけなんですけれども、文部当局においては、今後この問題について真剣にとつ組んで、じつくりひとつ御検討をお願いしたい。これはお願いになりますから、御答弁はいろいろなものでありますが、ひとつよろしく願ひたい。

○有田委員長 この際、委員長として、文部省にお尋ねしたいのは、文部省としての決意をひとつこの際、今の小松委員のお話に対して、御答弁として承りたい。

○田中政府委員 先ほどもお答え申しましたようなことでございまして、文部省としても、ひとつ誠意をもつて検討を続け努力いたしたいと思つております。

○小松委員 それでは次に、この法案の直接担当が見えていないと思ひますので、時間もないので、日宿直勤務というのが今度新しく出ましたが、この問題で一番心配になつてゐるのは、国立療養所、国立病院等に勤務するいわゆる医療関係の勤務者について、現実として超過勤務を補足するか、あるいは日宿直でこれを補足するかという問題が出て来るわけであります。この点に沿つて実情を申すならば、あの夜に二時ころか、あるいは三時ころかのような形で病人に起されるかわからない。ところがその超過勤務の補足というものは実情として徹夜作業のような形に拘束時間になるわけなんです。これをどのような形で今後日宿直というものをきめたのか、いわゆる医療関係の勤務者の超過勤務を補足して行くかという点について御見解を承りたい。

○瀧本政府委員 ただいまお示しのお医者さんというふうなものにつきましては、たゞ通常の言葉で宿直であるいは日直と呼ばれておりましたが、今回人事院が意見の申出をいたしまして、また政府から同趣旨のこの法案が提出されておるわけでございますが、この日宿直の範囲には考へないということにはいたしたいと思つておるわけでございまして、その理由はわれ／＼が今回考へておりますこの日宿直というものは、これはたとえば庁舎の保守でありますとか、あるいは書類の保守でありますとか、あるいは外部との連絡でございまして、おおよそ職員が通常の自己の職務と異なりました。そういう一定の職務に従事いたしまする際に、そういうものを日宿直として考へたい。ところが医者さんの場合におきましては夜中にたたき起されてやらなければならぬという仕事は、これはお医者さん本来の仕事でございます。従ひましてこのような場合におきましては、従来通り超過勤務手当ということで考へて参りたい、こういうふうに思つております。

○小松委員 そこで心配されるのは、いわゆる拘束時間というものが考へられるわけでありませう。実際は外に出るわけでもない、あるいは検温をする時間ではないけれども、これによつて夜の十二時にこういう問題があるために七時なり、あるいは六時なりから拘束五時間があるわけです。この時間について超過勤務として補足してもらわなければ、実際としては困るわけです。この点についてもさういふ見解でよろしいのですか。

○瀧本政府委員 医師あるいは看護婦というふうな方々のたゞいまの問題に關連いたしまして、なるほど拘束的な時間がございまして、しかしながらこの拘束時間というものを、そのまま勤務の延長であるというふうに見るのが適當であるかどうかということは、これはやはり問題があるかと思つております。これは何もお医者さんばかりではございません。いろ／＼な、たとえば郵政あるいは電通関係の職員につきましても、同様の場合があるわけでございますから、これはそういう人々の勤務はやはり拘束というところになりまゝと、なるほど拘束されておるといふ事実はあるのでありますけれども、その時間内における勤務の濃度と申しますか、そういうものにはやはり濃淡があるのであります。そういう点も考へましてこの問題は処理して参りたいというふうに考へております。

○小松委員 日宿直の決定と超過勤務との關係、この拘束の技術面については、相當運営上困難な場合も実際の職

場ではあり得ることだと思ふのです。
私の最後に人事院当局の見解に対して
お願いしたいことは、この拘束の時間
というものは過勤の上に加味されな
ければ実際としては運営が困るのでは
ないか。その監督の地位にあるものは
どのようにしてその勤務につかせるか
ということ、実際問題として遠方より
汽車で通つてくるものが一時、二時に
用件があるのに、その拘束時間という
ものを見なければ、国立病院等医療関
係には、非常に実際面として患者にと
つて、不遇な問題が起るじやないか、
がように考えますので、この点につ
いては慎重なる御配慮を賜りたいと
かように考えます。

○受田委員 ちよつと関連して今の小
松さんのお尋ねの厚生省の關係の病院
職員の問題ですが、これと同趣
旨のことをこの間お尋ねした際に、給
与局長の方から単にこれに規定してあ
るにとどめず、人事院規則によつてこ
れを明らかにしたいという御答弁であ
つたと思ひましたが、あの際にこの病
院職員の日宿直勤務と超勤の關係をは
つきりさせるために、日宿直勤務とし
て取扱われぬようにするために、特
別に人事規則を出す、この間の私
問に御答弁いただいたと思ふのです
が、それは間違いないですか。

○瀧本政府委員 今度日宿直勤務をい
たして、その手当を出します支給範囲
の職員を明確にするという意味におき
まして、このお医者さんが抜けるとい
うことをこの前申し上げたのでありま
す。この範囲から抜ける、そういう人
事院規則を出すことになる、こういう
ことを申し上げたのであります。

○受田委員 その人事院規則をあわせ
てすみやかにお出しにならないと、ず
つとあとから出させることになる、こ
うその際に病院の職員などが、これ
を一括して取扱われるおそれもありま
すので、この措置は非常にすみやかに
同時に出さるべきものじやないかと思
ふのでありますが、この人事院規則を
出される時期について、法律の実施と
ともに出されるようになるかどうかお
伺いしたいのであります。

○瀧本政府委員 ただいまの日宿直の
問題でございますが、こういう問題に
つきましては法律が通りましたら、た
だちにこれを出す必要があろうかとい
うふうに考えております。なおこの細
部のとりきめにつきましては人事院だ
けの独断でやりますんで、人事院では
人事主任官會議というのがありますし
て、各省庁のおおむねの人事課長がこ
の構成メンバーになつております。こ
ういう會議にもよく諮りいたしました
て、こういう方々は自分のところへ持
つて帰つて研究もされるのでありま
す。そういうことをよく聞きまして上
で、万端漏れないようなこの成案を得
まして、それを人事院規則にいたした
いということ、ただいま考えており
ます。

○竹尾委員 ちよつと関連して伺いま
す。今度官署指定はいつ出るのです
うか。

○瀧本政府委員 この法律が両院を通
過いたしましたして、いわゆるどうい
う形を通過いたしますか、このいわゆる
新しい形の勤務地の支給区分が明確に
なりまして上におきまして、それと付
随いたしました必要があるという官
署を指定したい、どういふ形を通
過するかということがいろいろござい

ましようが、いろいろの場合を想定い
たしまして、われ／＼の方で現在準備
を進めておりました、この措置もでき
るだけ早くやりたいと考えておりま
す。

○竹尾委員 できるだけ早くというの
は大体いつごろになりますか。

○瀧本政府委員 それは来年の一月初
めごろになるだらうと思ひます。

○小松委員 これは総理大臣に私要望
したいわけなのでありますが、お見え
になりませんのでひとつ御答弁願いた
いのですが、国家公務員が自分の給与
引上げ等勤務条件の改善のために組織
を構成してあらゆる運動を継続してい
るが、その問題について労働省関係が
一体労働政策としてこれを取上げて、
その面の運用をはからんとするの、
あるいは人事院がこの面についてその
罷業権を取上げた代償として、この組
織団体に対する一つのセクシヨンとし
ての役割を果たすのか、それとも官房長
官みずからこれらの組織に対してその
運用の面、あるいは組織問題につい
ての労働行政一般の采配を振るわんと
しているのか、この点についてきわめて
あいまいなる点があるわけですが、この
点をはつきりしていただきたい。

○菅野政府委員 総理大臣が出席でき
ないことを私はまことに申訳なくおわ
び申し上げます。かわりまして私から
お答え申し上げますが、公務員に対す
る労働行政というお言葉がございまし
たが、御承知の通り国家公務員につ
きましては国家公務員法がございまし
て、この法律の施行について責任を負
つておるのは人事院でございます。従
いまして人事院が給与、任用その他昇
給等について責任をもつて実施をいた

しておる次第でございます。それから
公社等につきましては公共企業体労働
関係法というのがございまして、それ
によつて労働省及び関係者が責任を持
つておる次第でございます。ただいま
の御質問は組織的な意思表示に對し
て、一体どこがどういふ相手になるか
というようにもうかがわれたのでござ
います。これは第一的にはもちろん主
管の大臣であると存じます。しか
しながら公務員全般の問題になると、
これは内閣の問題になりますので、官
房長官あるいは総理が直接これに對し
て決定をするということになるのじや
ないかと存する次第でございます。ま
づ従来もそういうふうな方針に従いま
して、各省限りのことは各省大臣、全
般のものにつきましては官房長官等が代
表者と會つて、いろいろ折衝をいたし
ておる次第でございます。御質問の核
心に触れておらなかつたならば、再び
お聞き願ひたいと思ひますが、以上私
は今小松委員の御質問をそんたくいた
しましてお答えいたしました次第でござ
います。

○小松委員 公共企業体関係あるいは
純粹の労働組合等については、それ
ぞれの団体交渉の相手があり、相当の
相手方があつての賃金要求、あるいは
勤務条件の改善の要求をやり得るわけ
なんでありまして、国家公務員なりあ
るいは地方公務員に關しては、あらゆ
る制約が加わつておる。しかもそれが
人事院がそれについてはつきりした見
解をとり、あるいは受け答えをするも
のやら、官房長官あるいは大臣がこれ
を主管するものやらわからないだけに
非常に混乱しながら、この国会のまわ
りを取巻いて赤旗を振つて、事実はデ

モンストレーションと化しておるわけ
です。この点についてはたして人事院
にその責任があるならば、政府は人事
院勧告案をそのまゝのんでしかるべき
だと私は考えるわけですが、この点に
ついては先をあいまいにして、その要
求を飛ばすというところについては、
まことに遺憾千萬である。今後のこれ
らのものを含めた大きな意味の労働行
政というものについて、どのようなお
考えを持つておられるか、私は労働組
合のみをもつて労働行政と考へない
で、これら一般国家公務員、地方公務員
を含めての民生安定ともいわれるとこ
ろの労働行政一般についての御見解を
承りたい。

○菅野政府委員 国家公務員がその意
思を伝え、なお政府の代表者の意向を
聞きたいという相手方でございます
が、これは物事によつて違つて来ると
思ふのでございます。先ほど申し上げ
ましたように、国家公務員法の実施の
点あるいは勧告の点でございましてな
らば、これは人事院が当然相手をする
べきものであらうと考えますが、今度
は給与の点で申しますと、その勧告を
受取つて法律案を出すということにつ
いての、その出の方についての希望な
り、自分らの意思表示ということにな
りますと、これは政府の問題になつ
て来ると思ひます。それから事務が国
会の段階にまでなつてしまひまして、
勧告も出ておる、それから政府から法
律案も出ておるというところになります
と、国会の審議が終らないうちに、自
分たちの考え方を国会議員の方々に徹
底してもらいたいというふうな気持ちか
ら、国会に陳情あるいは請願等が来る
のではないかと考えております。私ど

もの考えは大体そうでございますが、政府といたしましては決して小松委員のおつしやる責任を回避するというような気持はまったくございません。あくまで国会公務員のことにつきまして、第一次の責任を負つておりますので、今後その利益の保護あるいは給与の改善等につきましては、格段の努力をいたしたいと考えております。なおこれはほんとうに私だけの考えでございますが、先般もお話がありましたように、給与の問題は先ほど受田委員からもお話がございましたが、国家公務員ばかりでなく、いろいろな党について国家に雇われております者の給与というものは、それ／＼関係があり連絡がある次第でございます。今日それを全般的にあらんになることは国会以外にはないのでございます。従つてせめて行政機関、つまり政府の部内だけでも何とか統一的に見ることを考えたい、こういう気持を持っております。行政機構は逐次縮小整理しなければならぬところでありまして、新しい組織をつくるということはいかかかと存じますが、あるいは何らかの方法で横の連絡をとつて、先ほど来し／＼御指摘がありますような連絡の不統一とか、あるいは均衡がとれないことのないように、今後給与の問題につきましても進めて行きたい、かように考えておる次第でございます。

○小松委員 現在私たちが国会にこうやつておつて、静かに日本の政治を考えてみたときに、今日ほど陳情政治が行われておることはないと思う。あらゆるものが陳情々々という形において、合理的なものに従つてこれを配分するとか、あるいはそれに従つて基準を定めて行くということは政治の分野からははずれておる、そうしてあらゆる者が金の涙ほどの金を取り合つて陳情に陳情を重ねて、地域給と同じように陳情を受けて立つておるような実態である。これは日本の貧弱なる国家財政からやむを得ないと思うけれども、今日のようなこの陳情政治形態が続くならば、日本の民主化は進まない、そして権力者なりあるいは予算を持つておる者なり、あるいはそのセクシヨンにおつておる行政官なりが優位と権力を持つところとはつきりしておる。こういう点においては人事院が正当なる一つの理論的結論を抱いて勧告したものに對しては、有無を言はずこれに従うべきが、私は日本の政治形態の最も正しい形態でなくてはならないと思ふ。政府はあらゆるものについて陳情政治を続け行こうと考えておられるかどうか、この点について私はお答えを願ひたい。

○菅野政府委員 政府は別に陳情を奨励しておるわけでも決してないのでございすが、新憲法下におきましては何と言いましても、最後の決定は国権の最高機関である国会の御審議にまつことが多きものでありますから、従つて陳情が旧憲法の時代よりも数十倍といふふうにあつておることに拝見いたしておる次第であります。しかしながら政府の方にも決して陳情が少くなつたのではないのであります。最近の陳情のふえ方は非常なすばらしい数字になつておるわけでありまして、これはひつきよう民主主義の原則によりまして、国民の考へておることが為政者なりあるいは国会なりに、十分伝わるやうにというやむにやまれない気持から起つて来るのではないかと私も考へております。しかしながら政治がうまく行つているときには、陳情というものにはそんなに多くないの、ございすが、とかく政治上のいろいろの不平等、不満がありまして陳情がふえることは、まことに仰せの通りでございます。政府はこの現象に反省いたしまして、今後の政治につきましても国会の御協力も得て、まず／＼努力いたしたいと考えている次第でございます。

○小松委員 私はそういう現実の陳情政治そのものを、ここでやかく言うのでありませんけれども、政府あるいはそのセクシヨンである人事院等を含めてでありまして、陳情政治といふものは必ずしも當を得ていない。そのためにまず／＼陳情をおつておる。現に有田委員長が出した有田書簡なるものが、いかに全国の地域給支給地一千四百地にわたつて動搖を来し、また再び陳情を過分にあつておるかを思ふたときに、この陳情政治は日本の民主化あるいは日本の政治形態として誤りであると考えます。今後こういうことをやめて、すべからず合理的に出されようとする御意思があるかどうか。この点について、はつきり御見解を賜わりたい。

○菅野政府委員 具体に申し上げますが、人事院の勧告との関係だと思ひます。現在一番多い陳情は地域給の陳情でございますが、地域給につきましてもは勧告をそのまゝのんでおるのでございします。従いましても陳情の多いこと、勧告をそのまゝのむかひのいかんということは、必ずしも直接的なあるいは正比例するような問題ではないと考へております。しかしながら人事院の勧告と政府のそれに対する実施案といふことにつきましては、先般来し／＼お答え申し上げておりますように、これは当然そのまゝ実施するものが理想の形でございすけれども、国家財政等によつて制約されておる現在におきましては、必ずしもそれをのめない場合があるの、ございまして、こののめないことがいいか悪いかというふうな最後の御判断は、国会の御審議にまつほかいたし方ないと思へておる次第でございます。しかしながら先ほど申し上げました通り、おおよそ不平不満のないところには陳情はないのでございまして、政府はこの上の一層努力いたしまして、国民の全般的満足を行くような政治に努力いたしたい、かような気持で今後臨みたいと考えている次第であります。

○小松委員 地域給の勧告はのんだけれども、公務員が要求する人事院勧告案はのまなかつたといふことは、裏を返せば、陳情には従うけれども正規の交渉なり、正當なる一つの組織をもつて要望し要求していることについて、これを顧みられないといふような傾向があるわけですね。一体陳情の主体に、優先に考へておるのか。それとも組織が要求し交渉する正當なる賃金要求なり、あるいは勤務条件、待遇条件の改善について、どちらを優先的に考へようとなさつておるのか。その点を承りたい。

○菅野政府委員 ちよつと御質問の意味がわからないのでございすが、組織を主体とした陳情あるいは要求、こういうことは、あるいは全官公とかそういう組織体が官房長官なり、大臣に会つて言うことだらうと思ひますが、これを決して輕視してゐるような気持はございしません。また陳情といふのも決して個人ばかりではないのでございまして、これは団体が正當な手続を経て、たとえば村の議会が決議をして陳情をするものもございします。従いましても政府といたしましてはその間に決して輕重、緩急の區別をしてゐるわけではないのでございします。しかも一般国民あるいは公務員の声は、できるだけこれを聞くというのが民主主義の立場でございします。財政その他の事情が許せば、当然これはその通りやるべきでございまして、なるべく多くの人の声を聞いて、多くの人に満足が行くような政治をやつて行きたいと思へておる次第でございます。御質問の組織の力で正當に要求することと陳情との間に區別をつけておるのかという点につきましては、全然區別をつけておりません。

○小松委員 私の見解はあるいは誤解かもしれませんが、感じの問題でありますから絶対的のものではないとは私も存じておりますが、さうな観点において国政全般が考へられる。あるものについてはある有力者をたよつて陳情をすれば、それに対して裏からでも炭鉱に二十億を出したとかいふような問題が、簡単に閣議決定で行われておるが、正當なる組織によつて要求されたものに対しては、二十億はおろか十億の支出も出しておらない。かような点を考へるときに、やはり現在のあなたたち政府当局が陳情形態か、あるいは特殊な権力形態によつてなされたものに対して優位を与えておると言ひ得るわけですか。かような観点で、今後は今あ

なたがおつしやられた陳情優先ではないという観点において、御努力を煩わしたいわけでございます。これはあえて答弁を求めません。

最後に一つだけ。現在の賃金では四千七百円が最低の賃金となつております。この四千七百円では絶対に現在の一人の生活はむずかしいわけです。これに対して現在国家公務員等は、健康で文化的生活の線に沿つて憲法を尊重する意味において、最低八千円の要求を掲げておりますが、これらを含めて最低賃金の構想がありであるかないか。この見解を承りたい。

○菅野政府委員 御承知の通り、国家公務員の給与は、人事院が両院及び内閣総理大臣に勧告をいたしまして、それによつて法律案をつくるのが、現在の法律の建前でございます。今回人事院の勧告では二級三号で四千七百円となつておりますのを尊重いたしまして、その後の物価の値上り等を考えまして、四千八百円にして法律案を提案した次第でございます。なおこの給与の体系は、ひとり金額ばかりではなく、すべての制度の上において、人事院は絶えず研究を進めているのでございまして、それによつて勧告等がいずれ次々に出て来ると思ひますが、そのときになるべくこれを尊重いたしまして実施して行きたい、かように考えている次第でございます。

○小島委員 関連して瀧本局長に聞きたいのですが、その四千七百円というのは私たちから見ても非常に安過ぎで、それでは一人で下宿しても食えないと思うが、これは一体どこに住んでいる人間を標準とされてきめられたのでしょうか。

○瀧本政府委員 人事院が俸給表を勧告いたしました際には、やはり大量としての公務員を対象といたしまして考えなければならぬ。個々の公務員を一人ずつとらえてみますと、これはいろいろ特殊事情があると思うのであります。従いましてわれ／＼は平均で物を言うよりいたし方ないのではないかというふうに考えられるのであります。その際に、繰返し申し上げておりますように、人事院が標準生計費を計算いたしました場合に、国民一般の——国民一般と申しましたが、特に公務員を比較して考えますのが適當なような一つの階層をとらえまして、具体的に申しますならば、これは東京都の非農家というものを対象に考えるのでございますが、そういう公務員の生活と比較して考えるのに、最も適當であらうというような階層をとらえまして、そういう一つの消費階層というものが、現実はどういうふうな消費の形態をとつておるかというのを、統計上調べておるのであります。従いまして個々の具体的な個人の消費を問題にいたしますならば、いろいろ問題があらうかと思ひますけれども、人事院の勧告におきましては、そういうふうにしてとらえました消費階層というものが示しております現実の数字——それよりも高くあつていいという要求があるかもしれませんが、現在の場合におきましては、やはり納税者大衆のことも考えますならば、その線までがまんすべきではなからうか、またそれよりも低いということはいふ点を得ぬこととあります。そういう点を標準にいたしましたして、二級三号のところを成年単身者の標準生計費

というものを定めておるわけでございます。

○有田委員長 この際お諮りいたします。先刻生悦住君の御発言について委員長より、明十八日午前十一時より両院人事委員会の合同審査会を開会する予定であると申し上げましたが、参議院の人事委員長より、正式の合同審査会でなく、非公式の合同打合せとしていただきたいとの申出がありましたので、当委員会といたしまして、合同打合会を明十八日午前十一時より開くことに決定いたしましたと思ひます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○有田委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決定いたしました。

この際暫時休憩いたします。

午後四時十三分休憩

「休憩後は開会に至らなかつた」

昭和二十七年十二月十九日印刷

昭和二十七年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局